

三郷鳩鳥ライオンズクラブ ボランティア基金規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会の名称を三郷鳩鳥ボランティア基金（以下「基金」という。）と称し、事務局を三郷市幸房1346-1三郷鳩鳥ライオンズクラブ事務局に置く。

(目 的)

第2条 この基金の目的は、地域に根ざした市内ボランティアグループの活力ある活動、そして更なる飛躍を期待して、助成金による支援を目的とする。

(事 業)

第3条 この基金の事業は、次の事を行う。

- 1) ボランティア活動グループへの助成金援助

第2章 役 員

(役 員)

第4条 この基金の役員は、三郷鳩鳥ライオンズクラブ当該年度の理事役員がこれにあたる。

(役員任期)

第5条 役員任期は、三郷鳩鳥ライオンズクラブ当該年度の役員任期に準ずる。

第3章 助成金交付

(助成対象事業)

第6条 助成金交付の対象は、市内においてボランティア活動をする団体で次の通りとする。

- 1) 福祉関係のボランティア活動団体。
- 2) 青少年健全育成関係のボランティア活動団体。
- 3) 教育関係のボランティア活動団体。
- 4) スポーツ関係のボランティア活動団体。
- 5) 環境保全に関するボランティア活動団体
- 6) その他理事役員が認めたボランティア活動団体

(助成金交付基準)

第7条 この基金の助成金を交付する事業は、1会計年度につき、1団体当たり1事業とし、1会計年度の助成金交付事業数は、理事役員が定める。

- 2 同一事業に対しては、連続3年度を超えて助成金を交付しない。
- 3 年間の助成金は、原則として30万円以内とする。
- 4 一団体あたりの交付額は、10万円を上限とする。但し、申請団体が多い場合は、申請を許可された団体に、分割して助成金を交付する。
- 5 助成経費並びに助成額は、下記の通りとする。

助 成 経 費	助 成 額
報償費・旅費・消耗品費	1助成事業につき、10万円以内
印刷製本費・通信運搬費	但し、助成事業の予算総額の
使用料及び賃借料	4/5以内とする。

(助成金の交付申請等)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、様式A号のボランティア基金助成金交付申請書を事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、様式B号の事業計画書及び予算書を添付しなければならない。
- 3 第1項の申請書の提出期限は、毎年6月30日とする。

(交付決定の通知)

第9条 助成金の交付を決定した時は、様式C号のボランティア基金助成金交付決定通知書を交付するものとする。

第4章 報告申請並びに取り消し

(実績報告)

第10条 助成事業者は、事業が完了後、1ヵ月後には様式D号のボランティア基金助成事業実績報告書を事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、様式E号のボランティア基金助成事業実績書を添付しなければならない。

(決定の取り消し等)

第11条 交付団体が助成金を不正に使用した場合は、交付決定を取り消し、既に助成金が交付されている時は、その返還を求める事とする。

附 則

この要項は、平成17年1月12日から適用する。